

教務関連法規の考え方と根拠の活かし方 【配布用抜粋版】

2021年8月26日
東京都公立大学法人
宮林 常崇
miyabayashi-tsunetaka@jmj.tmu.ac.jp

この講習会で扱う内容は、所属機関の見解ではなく個人の見解です

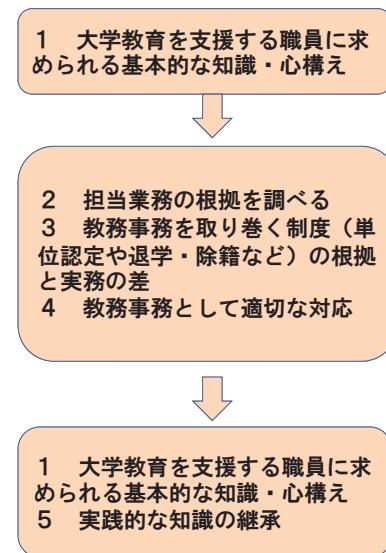
受講の手引き

- 1 この資料をプリントアウトしておきか、デスクトップ上にダウンロードしてから受講してください。
ブレイクアウトルーム中は、スライドを画面共有することができないため、資料が手元にないとグループワークができません。
- 2 「クイズ」「ワーク」を事前に眺めておいてください。
回答を用意しておく必要はありませんが、眺めておいた方がグループワークの時間を有意義に使えます。
- 3 チャットへの書き込みとマイクオンで発言できる環境で受講してください。
ブレイクアウトルーム中はご自身の考えをグループ内でお話いただけます。また、PCでの受講をおすすめします。

2

プログラムの構成

- 0 導入
 - ◆ 大学教務のための7つの指針
 - ◆ 大学の裁量／担当者の裁量
- 1 教務事務を取り巻く法規・制度
 - ◆ 法規・制度を理解する
 - ◆ 事前規制から事後チェックへ
- 2 根拠と実務の関係
 - ◆ 単位と授業時間・回数
 - ◆ 学生と学籍
- 3 根拠を確認する障壁
 - ◆ 入学前に修得した単位
 - ◆ 単位の付与
 - ◆ 実務担当者を取り巻く根拠
- 4 SDを実務に活かす
 - ◆ 窓口対応の自己点検・評価
 - ◆ 実践的な知識の継承
 - ◆ プログラムのまとめ



0 導入

- ◆ 大学教務のための7つの指針
- ◆ 大学の裁量／担当者の裁量

- 1 大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識・心構え

4

大学教務のための7つの指針

1. 教務は担当者の裁量が大きいことを理解する。
2. 関係法規を理解し適切に判断する。
3. 教育の論理を常に重要視する。
4. 学生の多様性を尊重する。
5. 社会常識に照らして検討する。
6. 他の構成員と連携を深める。
7. 力量を高める機会をつくる。

中井・上西編(2012) 『大学の教務Q&A』 玉川大学出版

5

ワーク② 担当者の裁量

今日17時締切のレポートがあります。
教務窓口横のレポートボックスを17時に閉じた
10分後、窓口へ1人の学生がやってきました。
学生：バスが遅延していて間に合いませんでした。このレポート受け取ってもらえないと卒業
できないです・・・
職員：（あなたならどうしますか？）

<この質問から考えたいこと>

- 窓口を担当する職員は、この時に何を考えるか？
- 公平とは？公正とは？
- 組織としてどのような支援が可能か？

7

ワーク① 大学の裁量

A大学経済学部では、2021年度入学生から新カリキュラムを導入しました。
2020年度以前入学生向けのカリキュラムに準じた授業科目は、何年度まで開設すべきでしょうか？

経済学部において、「必修科目」として開設しなければならない授業科目は何ですか？

6

1 教務事務を取り巻く法規・制度

- ◆ 法規・制度を理解する
- ◆ 事前規制から事後チェックへ

1 大学教育を支援する職員に求められる基本的な知識・心構え

2 担当業務の根拠を調べる
3 教務事務を取り巻く制度
(単位認定や退学・除籍など)の根拠と実務の差
4 教務事務として適切な対応

8

クイズ① 関係法令の理解

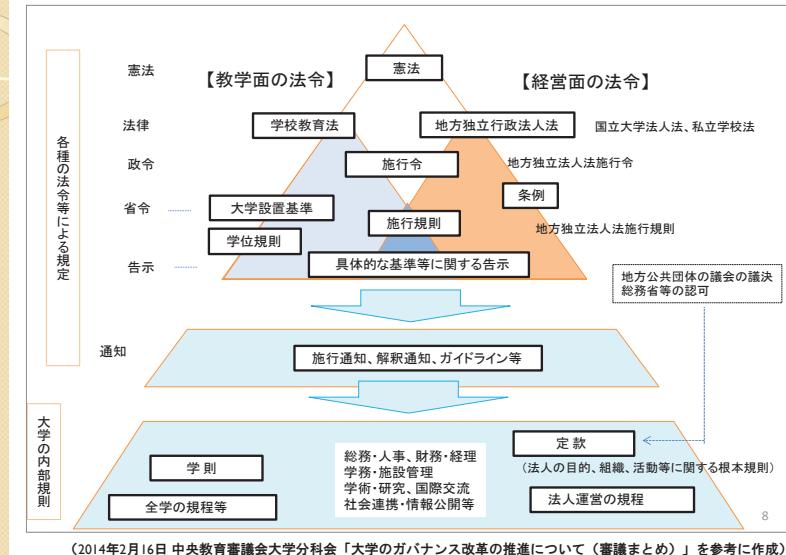
○×で答えてください

- 問1 大学設置基準の改正には、国会の議決が必要である
- 問2 博士の学位は、大学若しくは文部科学大臣が授与する
- 問3 大学の判断で、専門分野に関する授業科目だけで卒業できるコースを設けてもよい
- 問4 学生の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項は、現行法令を踏まえると教授会の決定が必要である

○は何個あるかな？

9

1－1. 法令や学内規則の体系①



1－2. 法令や学内規則の体系②

憲法

法律・・・国会

教育基本法・・・平成18年に全面改正

「大学」が第7条に規定

学校教育法・・・学校制度の基本を定めたもの

教育職員免許法

政令・・・内閣の閣議

学校教育法施行令

教育職員免許法施行令

省令・・・大臣の権限

学校教育法施行規則

教育職員免許法施行規則

学位規則

大学設置基準

例えば年数関係

←修業年限
を規定

←卒業要件
を規定

在学年限はどこで規定？

11

1－3. 学校教育法①

【1条校】（第1条）

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、・・・、**大学**及び高等専門学校とする。

【大学の設置】（第3条）

学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、**文部科学大臣の定める設備、編制**その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

【大学の目的】（第83条）

大学は、学術の中心として、**広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸**を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、**その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する**ものとする。

12

1－4. 学校教育法②

【教育研究上の基本組織】（第85条）

大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

【修業年限】（第87条）

大学の修業年限は、四年とする。ただし・・・

【教授会】（第93条）

大学に、教授会を置く。

2 教授会は、**学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。**

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

13

1－5. 学校教育法③

【学位】（第104条）

大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、**学士の学位を授与するものとする。**

- 3 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し**修士又は博士の学位**を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。
- 4 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により**博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者**に対し、**博士の学位を授与することができる。**

- 7 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。
 - 一 （略）大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 **学士**
 - 二 （略）大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 **学士、修士又は博士**

文部科学大臣の定めるところ ⇒ 《省令》学位規則を確認してみよう

14

1－6. 《省令》学位規則

【（博士の）学位授与の要件】（第4条）

学校教育法第104条第1項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

【専攻分野の名称】（第10条）

大学は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

1953年学位規則公布	修士も学位に
1991年学校教育法改正	学士も学位に
	論文博士が法律に明記（学教法第104条第2項）
	専攻分野名は大学で設定可能

【学位規程】（第13条）

大学は・・・、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

15

クイズ② 設置基準の大綱化

教務委員会で新しいカリキュラムを検討しています。

学部長：法令では、卒業要件のうち、いわゆる教養科目は最低何単位必要なのか？

事務局：（あなたならどうしますか？）

<この質問から考えたいこと>

- カリキュラムに関する根拠とは何か？
- 教員はどの時代（の制度）の記憶で語っているか？

16

1－7. 「大学設置基準の大綱化」の主な内容

【大学設置基準等の諸基準の改正（1991年）】

高等教育の枠組みとなる基準は可能な限り緩やかなものとし、その中で各大学が創意工夫を發揮し、個性ある発展を遂げることが望ましいと考えられる。

- ◆ 大学に開設を義務付けていた授業科目の科目区分（一般教育科目、専門教育科目、外国語科目及び保健体育科目）を廃止する。
- ◆ 卒業要件として定められていた各科目区分ごとの最低修得単位数を廃止し、総単位数（124単位以上）だけを規定する。
- ◆ 必要専任教員数について、各科目区分ごとに算定する方式を廃止、収容定員の規模に応じた総数のみを算定する方式とする。
- ◆ 授業の方法別（講義、演習、実験・実技・実習等）に一律に定められていた単位の計算方法を、大学の判断により弾力的に定めができるように改める。

17

1－8. 事前規制から事後チェックへ①

戦後
まもなく

- 大学設置基準による「事前規制」
- 「自由化」と「質の保証」の整合性の問題

1991年

- 大学設置基準の改正（いわゆる大綱化）
- 「規制緩和」と「自己点検・評価（努力義務）」
- ⇒「事前規制から事後チェックへ」

90年代
後半

- 各大学で「○●大学の現状と課題」
- ⇒実態は「自己点検」に留まり、「自己評価」まで踏み込めなかつた・・・

18

1－9. 事前規制から事後チェックへ②

1998年

- 大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』
- 自己点検結果を検証するシステムの導入を提言

1999年

- 大学設置基準の改正（自己点検・評価の義務化）
- 「外部評価」と「第三者評価」

2004年

- 学校教育法の改正
- <第三者評価としての>認証評価制度の導入

19

1－10. 《省令》大学設置基準①

【課程】（第5条）

教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

【教員組織】（第3章 第7条～第13条）

- 専任教員の数などを細かく規定
- 主要授業科目は、原則として専任の教授または准教授

【教員資格】（第4章 第13条の2～第17条）

学長、教授、准教授、講師、助教、助手について条件を規定
例：教授の場合

教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

20

1-11.《省令》大学設置基準②

【収容定員】（第18条）

- ・収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。

【教育課程、単位制度】（第6章 第19条～第26条）

- ・教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを毎年に配当して編成する。
- ・各授業科目的授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。
- ・1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準（略）により単位数を計算するものとする。

【卒業・修了要件】（第7章 第27条～第33条）

- ・大学に4年以上在学し、124単位以上修得すること。

【施設及び設備等】（第8章 第34条～第40条の4）

- ・必要な施設とその面積などを細かく規定
- ・専任の教員に対しては研究室を必ず備えなければならない。

21

クイズ③ なぜ大学は単位制か

新入生に窓口で聞かれました

- ・時間制ではなく単位制なのか？
- ・卒業要件は124単位なのか？

1単位は
何時間？

英語が
1単位
なぜ？

昔、体育
は必修で
4単位
だった

23

2 根拠と実務の関係

- ◆ 単位と授業時間・回数
- ◆ 学生と学籍

- 2 担当業務の根拠を調べる
- 3 教務事務を取り巻く制度
(単位認定や退学・除籍など)の根拠と実務の差
- 4 教務事務として適切な対応

22

2-1.単位と授業時間・回数①

1単位=45時間の学修
日本の大学では90分を2時間として扱うことが大半

(1) 前期 2単位・・・90時間の学修

うち 講義2時間（本当は90分）が15週=30時間
よって 自主学修には ? 時間が必要

(2) 卒業要件が120単位・・・5,400時間の学修が必要
→1年間で1,350時間
→1週間（年30週）で45時間
→1日当たり ? 時間
体育の4単位が追加された

(3) 卒業要件が120単位・・・1年あたり30単位
→半期15単位
→講義2単位授業が週7.5コマ
→1日 ? コマ

24

2－2. 単位と授業時間・回数②

大学設置基準第21条第2項

- 一 講義・演習は、15～30時間の授業で1単位
- 二 実験・実習・実技は、30～45時間の授業で1単位
- 三 一と二の併用は、大学で定める授業時間で1単位

例1 英米文学概説（前期2単位） 水曜日1限

2単位=90時間の学修

うち、授業は毎週2時間（本当は90分）×15回=30時間
自主学修は90-30=60時間（1回あたり4時間程度）

例2 英語コミュニケーションI（前期1単位） 水曜日2限

1単位=45時間の学修

うち、授業は毎週2時間（本当は90分）×15回=30時間
自主学修は45-30=15時間（1回あたり1時間程度）

25

ワーク③ 似た用語

修業年限 と
標準修業年限 と
在学年限（期間）の違いは？

退学 と
除籍 の違いは？

26

2－3. 学生と学籍①

【修業年限】

学校教育法第87条で規定
教育課程を修了するのに必要と
定められた期間

卒業の要件

【標準修業年限】

大学院設置基準第3・4条で規定
大学院においては修業年限が弾力化
されている

1年制大学院の誕生

【在学年限（期間）】

大学設置基準第32条に規定
「卒業の要件は、大学に4年以上在学し・・・」
その上限について法令等で定められていない
⇒多くの大学では、学則で修業年限の2倍と
自主的に決めている

学生の権利

27

2－4. 学生と学籍②

【退学と除籍の違い】

学校教育法施行規則第4条で規定
各大学の学則で定めることが求められている

学生の権利

本人の意志による退学・・・自主退学
強制的な退学
懲戒処分としての退学・・・懲戒退学（学校教育法第施行規則第26条）

懲戒処分でない退学・・・除籍（法令上の規定はない）

在学年限（期間）超過、授業料未納等

死亡等

大学の教務Q&A（玉川大学出版）から

～応用編：職場で考えてみよう～

・除籍について、規則規程等ではどのように定めているか

・死亡除籍について、他の除籍と同じ対応でよいのか

⇒様式、教授会の関与など

28

ワーク④ 休学中に

新入生が4月1日から休学することは可能か？

休学中に他大学の科目等履修生で修得した単位を認定することは可能か？

29

2－5. 学生と学籍③

【休学】

- ・退学と同様に、各大学の学則に規定することが求められている。
- ・休学中に修得した単位の扱いについて、法令等では定められていない

例 平成24年3月28日 文部科学省高等教育局大学振興課 事務連絡
・学生が在学中に休学を認められ、他の大学で学修することは、従来どおり差し支えない
・休学期間中であっても他の大学で修得した単位等の認定は可能
・単位認定する場合は、その手続き等を明確にし、学生に公表すること

【二重学籍】

- ・直接禁止している法令等はない。

例 文部科学省 共同実施制度に関するQ&A
二重在籍が望ましくないとしているのは、学校教育法の修業年限の規定の趣旨に照らし、学生が二以上の大学の教育課程を同時に履修することは学生の十分な学習時間が確保できなくなると考えられるため。

30

3 根拠を確認する障壁

- ◆ 入学前に修得した単位
- ◆ 単位の付与
- ◆ 実務担当者を取り巻く根拠

2 担当業務の根拠を調べる
3 教務事務を取り巻く制度
(単位認定や退学・除籍など)の根拠と実務の差
4 教務事務として適切な対応

1 大学教育を支援する職員に求められる基本的な
知識・心構え
5 実践的な知識の継承

31

クイズ④ 60単位のカベ？

編入学 と 転学 の違いは？

入学前の既修得単位認定において
60単位の制限がある場合 と ない場合
の違いは？

32

3－1. 入学前に修得した単位①

【学校教育法で規定されている編入学】

- ・短期大学卒業者
- ・高等専門学校卒業者
- ・専修学校の専門課程修了者
(修業年限が2年以上かつ 総授業時間数が1,700時間以上)
- ・高等学校等の専攻科修了者 «平成28年度から»

【各大学の規則等で改めて規定すべき編入学】

«例示» 大学を卒業した者 及び 大学に2年以上在学し所定の単位
(例えば、62単位以上) を修得した者

↑学校教育法第88条(相当期間の修業年限への通算)

大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した場合 . . .

- ・教育課程の一部を履修したと認められるときは、大学が定める期間を
修業年限に通算可能
- ・(通算は) 修業年限の2分の1を超えてはならない

33

3－2. 入学前に修得した単位②

【卒業の要件(大学設置基準第32条)】

- ・修業年限 4年以上在学 ←これを短縮できるか
- ・修得単位数 124単位以上修得 ←これを減らせるか

【単位認定 . . . 修業年限の短縮が関係するか否か】

- ・他の大学又は短期大学における授業科目の履修等(第28条)
- ・大学以外の教育施設等における学習(第29条)
 - ・入学前の既修得単位等の認定(第30条ほか)
⇒編入学、転学等の場合を除き、60単位を超えない範囲で認定可能

学校教育法で規定されている、修業年限の短縮に関わる事項
⇒修業年限の短縮に必要な単位の認定をする必要がある。

34

ワーク⑤ 単位認定できる?

学生のボランティア活動を
単位認定できる場合 と できない場合
の違いは何か

単位認定できる資格試験 と
できない資格試験
の違いは何か

3－3. 単位の付与①

【省令】大学設置基準

(成績評価基準等の明示等)

第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。
(単位の授与)

第27条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第21条第3項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

◆大学設置基準第21条第3項

卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

35

3-4. 単位の付与②

◆ 大学設置基準第28条～第30条の違い

卒業に必要な単位

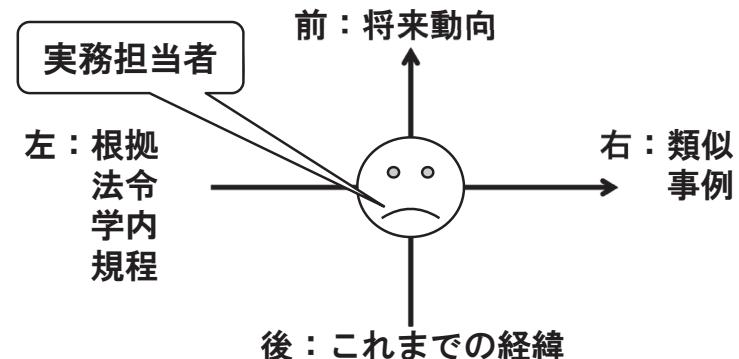
- | | | | |
|----------------------------------|-------------------------------|------|----------------------------------|
| ← 28 他大学の授業科目 | 自大学の授業科目
を履修し修得した
とみなせる | 在学中に | 60
単位
を超
え
ない
範囲で |
| ← 28 短大の授業科目 | | | |
| ← 28 留学先の授業科目 | | | |
| ← 29 短大での学修 | 大学以外の場所で
の学修にも
単位を与えてよい | | |
| ← 29 高専専攻科での学修 | | | |
| ← 29 その他の学修 | | | |
| ← 30 入学前に 修得した単位&29条の大学以外の場所での学修 | | | |

*編入学・転学は「修業年限を通算するから」60単位を超えてよい。

37

3-5. 実務担当者を取り巻く根拠

「前後左右」の確認に必要な環境整備



3-6. 対面授業と遠隔授業

【省令】大学設置基準

- (授業の方法)
第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

「多様なメディアを高度に利用して」とは何か

- 平成10年 大学設置基準の一部改正 《同時双方向型》
◇ 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、授業を行う教室以外の場所において当該授業を同時に受講させる授業方法が可能に
平成13年 大学設置基準の一部改正 《オンデマンド型も追加》
◇ テレビ会議方式の遠隔授業に加え、インターネット等を活用した授業方法など 同時かつ双方向のものでなくとも、一定の要件を満たせば可能に

一定の要件を「告示」として定めている

39

3-7. 非常時における授業の特例措置

① 面接授業【大設第25条第1項】

面接授業の一部が遠隔授業
一面接授業とみなして可（つまり制限はない）
QAの例示として、「半数を超えない」という基準があり

② 遠隔授業【大設第25条第2項】

「多様なメディアの活用」のこと
【大設第32条第5項】
学部は60単位が上限
(大学院は制限なし)
【H13 文科省告示第51号】
実施方法として
同時双方向型と
オンデマンド型がある

③ 【R2.7.27事務連絡の特例措置】面接授業以外の授業

【R3.5.14事務連絡の特例措置】遠隔授業の弾力的な運用
→学部の60単位上限には該当しない

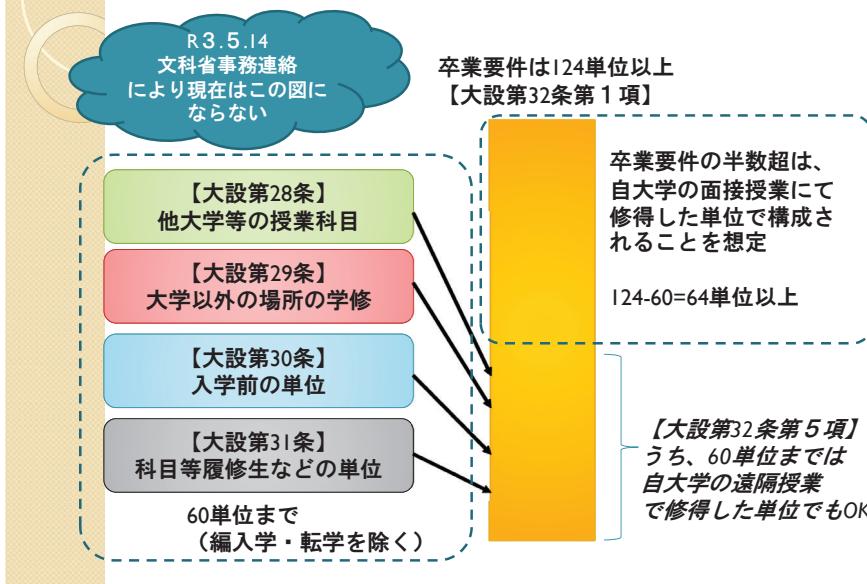
みなすための4条件

- ・シラバスに授業方法を記載
- ・教員が出席管理や課題などにより状況を把握
- ・学生からの相談に速やかに応じる体制の確保
- ・大学がこれらを把握

文科省資料を
自分で改めて
読んでみよう

40

3-8. 単位認定のまとめ



4 SDを実務に活かす

- ◆ 窓口対応の自己点検・評価
- ◆ 実践的な知識の継承
- ◆ プログラムのまとめ

- 1 大学教育を支援する職員に求められる基本的な
知識・心構え
5 実践的な知識の継承

42

窓口対応の自己点検・評価 (成績問い合わせ編)

ある学生からの相談です。
全てリモートで開講された授業科目の成績について、シラバスに記載
されていた成績評価方法のとおりに評価してもらえたかった気が
する。

レポート課題 30%
チーム報告 25%
クラス議論への参加度合 20%
最終試験 25%

成績不服申立をしたいと相談を受けました。
どのような対応が考えられますか。

点検1 学生に何を確認しますか？

点検2 (確認後) 学生に何を話しますか？

点検3 (あなたの対応に) 学生が納得しなかった場合、どのような
対応が考えられますか？

43

4-1. 成績評価と問い合わせ

【省令】大学設置基準

(成績評価基準等の明示等)

第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画
をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客觀性及び厳格性
を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準
にしたがつて適切に行うものとする。

(単位の授与)

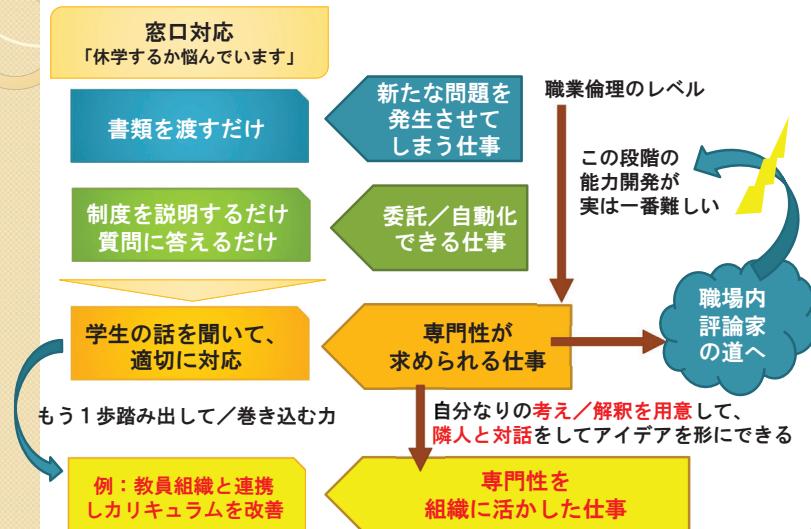
第27条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるも
のとする。ただし、第21条第3項の授業科目については、大学の定める適切な方法
により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- ◆ 成績評価に対する学生のニーズは多様であり、年々変化している。
→そのことを教職員が理解して、適切に対応できているか。
- ◆ 成績不服申立が解決策ではないケースもある。
→学生の真のニーズを引き出すコミュニケーションが求められている。
→教務事務部門だけで解決できないケースもある。

44

4－2．窓口対応と職員の専門性

担当業務の例



振り返り①

業務に必要な知識・理解を深める人と
そうではない人
に分かれてしまう理由は？

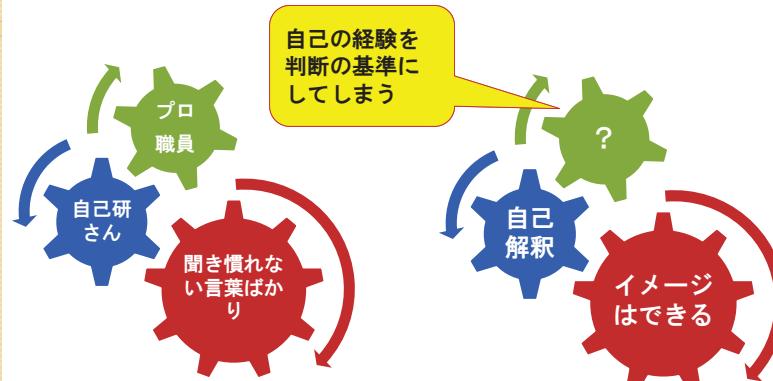
採用前に決まっていた?
初めての職場・上司による?

46

4－3．なぜ学ばないのか

銀行に就職しました…

大学に就職しました…



47

振り返り②

スタッフが
育つ職場 と 育たない職場
の違いは？

上司による?
上司が変われば、劇的に変わる?

48

4-4.事務室を取り巻く課題

三遊間のゴロが苦手な事務組織

⇒組織が大きければ大きいほど・・・

官 僚 制

- ①標準化
- ②階層性
- ③没人格性

行き過ぎた官僚制

- ①訓練された無能
- ②目標の転移
- ③顧客の不満足

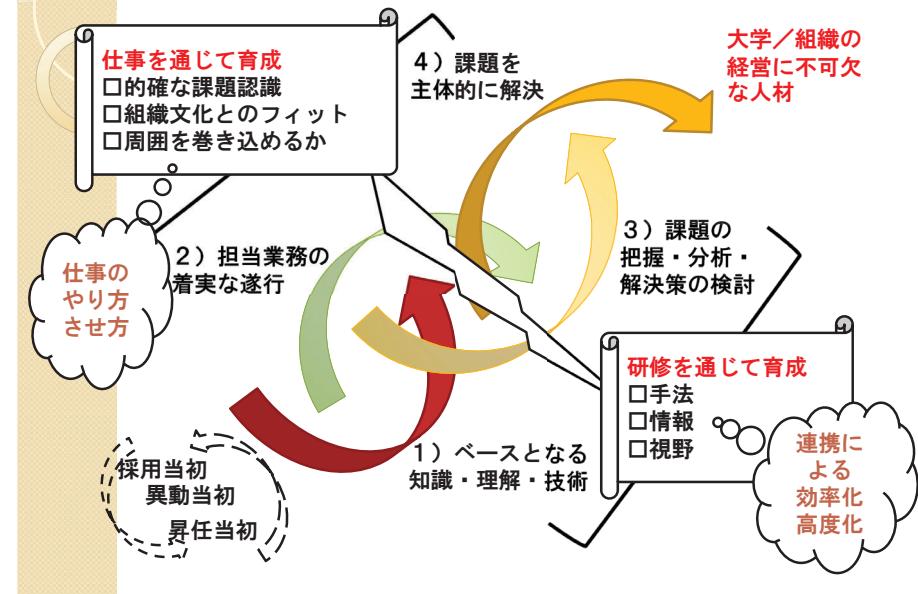
(GLOBIS MANAGEMENT SCHOOL WEB
<http://gms.globis.co.jp/dic/00561.php> より転載)

振り返り③

使えるマニュアルと
使えないマニュアル
の違いは？

目次が問題なのか?
更新しないのが問題なのか?

4-5.SDの限界と効用



4-6.実践的知識の継承

前向きな雰囲気
↓
風通しがよくなる
情報共有が密になる
+
業務分担等の工夫
(高度な業務改善)
↓
副担当が実質化
↓
業務の「脱俗化」
時間と心に余裕が生まれる

小さなことからやってみる
↓
組織の中に成功体験を蓄積する
↓
職場の雰囲気が前向きに

業務が共有化されている
様々な余裕がある
↓
業務を標準化できる
意味のあるマニュアルができる
↓
新しいことに挑戦できる

4-7. プログラムのまとめ

誰もいない森の中で木が倒れたら、
その音はするのか？

【悪循環の例】

個人 わからない⇒わかるが…気づかないフリ⇒本当に気づかない
↓↑ ↓↑ ↓↑
組織 教えない ⇒組織で対応しない ⇒対応しない組織

【悪循環を断ち切るために】

個人 わからない ⇒ わかるから気づく⇒気づくことはよいこと
組織 教える ⇒ その気づきを組織で対応する

53

4-8. より深く学ぶために

◆ 大学SD講座2 大学教育と学生支援

第2章 カリキュラム

第3章 履修指導

第4章 単位認定

第5章 学籍管理と卒業認定

など

◆ 名古屋大学高等教育研究センター／大学教務実践研究会セミナー

夏 教務系職員初任者向け講習会

この講座です

秋 教務系事務部門リーダー講習会

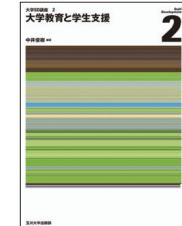
組織力を高めるための知識・理解・技術

冬 年次大会

制度改正の最新情報もここで確認

最新情報や過去の大会資料はこちらでご確認ください。

<http://kyoumujissen.wixsite.com/home>



(ご参考) 大学教務実践研修会のご案内

講習会等

テキスト

管理・監督職

『リーダー講習会』
毎年秋に
東京で開催

今年度は
10月23日（土）
オンラインで開催

『年次大会』
毎年12月頃
名古屋で開催

今年度は
12月11日（土）
オンラインで
開催予定

『大学の教務Q&A』
玉川大学出版

中級

『初任者講習会』
毎年6～7月頃
今年度はオンラインで開催済

初級

- 大学やコンソーシアム等への出前講習も承っております。